

「蒲原沢土石流災害から30年」伝承のため これまでの取組をパネルに

平成8年12月6日に発生した「蒲原沢土石流災害」から今年で30年を迎えます。この災害は平成7年7月姫川豪雨の災害復旧に係る工事に従事していた方が土石流に巻き込まれ14名の尊い生命が奪われた大災害です。

松本砂防事務所では、この災害を振り返るとともに、この災害を教訓にこれまで取り組んできた安全対策などを改めて確認することを目的にパネルを作成しました。パネルは事務所・各出張所に掲示します。

今後も工事における安全対策について、発注者・受注者が一体となって取り組んで参ります。

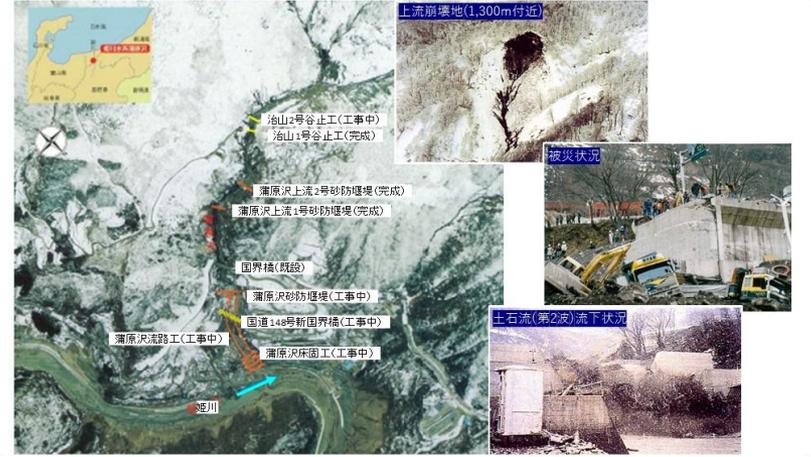
2月5日に開催した令和7年度松本砂防事務所工事安全対策研究発表会の会場でも掲示を行いました。

～蒲原沢土石流災害から30年～ 蒲原沢土石流災害を忘れまい



■災害の概要

平成8年12月6日午前10時30分頃、姫川支流蒲原沢に突然大規模な土石流が発生しました。当時、蒲原沢では、1995(平成7)年7月に発生した災害からの地域復興の願いをこめた、砂防工事(旧建設省関係)、治山工事(林野庁関係)及び橋梁工事(長野県)が行われていました。これらの工事に従事されていた方々が土石流に巻き込まれ、14名の尊い生命が奪われた大惨事となりました。



■捜索活動

平成8年12月6日より12月20日までの15日間で第1次捜索活動を実施し、13名の方の遺体を発見しました。12月20日以降は積雪を考慮して第1次捜索活動を打ち切ることとして、平成8年12月21日から平成9年5月6日までの間は、警署・消防団・建設省等によるパトロール等を実施しつつ、平成9年1月20日から2月10日の間は、河道内に堆積した大量の土砂を移動させる作業を実施しました。第2次捜索活動は、融雪後の平成9年5月7日より5月11日までの5日間において実施しましたが、行方不明者1名の発見には至りませんでした。(その後平成9年5月16日、姫川河口内の災害復旧工事現場において1名の遺体を発見)

1次捜索実施内容	2次捜索実施内容
捜索期間 平成8年12月6日～12月20日 16日間	捜索期間 平成9年5月7日～5月11日 5日間
捜索範囲 河道部 蒲原沢～河口(24km)	捜索範囲 河道部 蒲原沢～河口(24km) 海岸部 高山朝顔町町崎崎～新潟県上越市谷伏(54km)
捜索参加人員 延べ人数 20,009名	延べ人数 4,023名 ヘリコプター 7機 34回
捜索方法 ①重機・人力による土砂堆積土砂を移動させての捜索(蒲原沢及び合流点の700m区間) ②姫川堤内の目録による従事者観測(蒲原沢合流点下流姫川(本川)約24km区間) ③姫川6発電ゲート開放による捜索(12月13日)	捜索方法 ①スバル、助運、船カンをによる水中、水際捜索(河道約24km) ②徒歩による一列縦隊捜索(河道約24km、海岸部約5km) ③ヘリコプターによる超低空捜索(河道約24km、海岸部約54km)



～蒲原沢土石流災害から30年～ 蒲原沢土石流災害を教訓とした取り組み



◆砂防工事における安全対策の強化

- 蒲原沢土石流災害を受けて、以下のとおり規則等の改正が行われました。
 - ・**土木工事共通仕様書(案)改定**(H10.3.19 建設省技調発第75号)
受注者が防災体制を確立する現象に土石流を追加
 - ・**土木工事安全施工技術指針改正**(H10.3.19 建設省技調発第77号)
安全措置一般へ土石流に関する内容を追加
土石流の到達するおそれのある現場での工事について安全対策を規定
 - ・**労働安全衛生規則改正**(H10.6.1施行 労働省発表)
土石流が発生するおそれのある河川における建設工事の作業を行うときに講じなければならない措置を追記
 - ・**土石流による労働災害防止ガイドライン**
土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、改定労働安全衛生規則において規定された事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項のうち土石流による労働災害防止のために重要なものを記載



◆土石流の到達するおそれのある現場における安全対策について (H10.4.7 建設省技調発第98号)

1. 受注者が実施する安全対策の支援
工事の実施に際し、土石流に対する作業の安全を確保するためには、土石流災害の危険性を十分認識し、安全対策を実施することが重要である。受注者が工事現場上流の地形特性・気象特性及び各工事現場の作業内容に応じた安全対策を実施できるよう、情報提供等により支援する。
⇒**発注者に流域情報マップを作成し、受注者へ情報提供しています。**



2. 受注者が実施する安全対策の積算上の取扱い
工事の積算において、受注者が作業の安全を確保するために必要となる安全対策費用に関し、次の項目について必要額を積み上げ計上する。
① 監視員等に要する費用
② サイロントスビープール・回転灯等の警報機の設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
③ 土石流検知センサーの設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
④ 監視カメラの設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
⑤ 広域な気象情報把握のための情報収集機器等に要する費用
⑥ アドバイザー等に要する費用
⑦ その他現場条件により必要となる安全対策費用で積上げが必要な費用
⇒**受注者が作業の安全を確保するために必要と判断した安全対策に要した費用は、変更契約時に積み上げ計上しています。**



◆松本砂防事務所工事安全対策協議会の取組み

- 蒲原沢土石流災害の教訓を風化させず、これからの工事現場での安全対策に活かすとともに、工事を担う技術者の情報交換の場と、新たな情報発信の機会に寄与することを目的に、松本砂防事務所及び工事受注業者等で「松本砂防工事安全対策協議会」を設置し、以下の取組みを実施しています。
 - ・**建設労働災害防止大会の開催**
毎年9月の第4週を建設労働災害防止週間とし、労働災害防止大会を開催。労働基準監督署から講師を招いての工事安全に関する講話、工事安全宣言、関係者より募集した安全スローガンの表彰、確認等を実施しています。
 - ・**工事安全パトロールの実施**
毎月4回(梓川出張所、高瀬川出張所、姫川出張所2工区)の工事安全パトロールを実施。パトロール終了後は意見交換を行い、指摘事項については速やかに是正措置を行うなど、安全意識の向上を図っています。
 - ・**工事安全対策研究発表会の実施**
平成10年度より全国に先駆けて「工事安全対策研究発表会」を開催。以降毎年、砂防工事等に従事する監視技術者や現場代理人および専門的な知識を持った方々の参加による研究発表会を開催しています。
 - ・**蒲原沢土石流災害慰霊碑の清掃活動**
年間5回程度、蒲原沢慰霊碑周辺の清掃及び除草活動を実施しています。清掃活動を通じて蒲原沢土石流災害を忘れず、安全意識の向上を図っています。



松本砂防事務所では、1件1件の工事における日々の積み重ねが安全対策には重要と考えており、今後とも不断の努力を続けて参ります。